

請願第 3 号

消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

令和 4 年 11 月 22 日

長崎市議会議長  
深堀 義昭 様

請願者 住 所 長崎県長崎市元船町 5-11-1F

氏 名 長崎民主商工会

会長 徳永 隆行





## 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

### 【請願趣旨】

来年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、すでにインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

これは、現在消費税申告で行われている帳簿による納付税額の計算から、インボイス（適格請求書）による納付税額の計算に移行しようとするものです。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければベンチャーもフリーランスも育ちません。

新型コロナ禍での営業を余儀なくされ、しかも円安で原油や物価が高騰し、地域経済が疲弊する下で中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も、「凍結」「延期」「見直し」「中止」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

長崎市におかれましても、建設業・飲食店・農林漁業者などの免税業者、シルバー人材センターの会員にも影響がでると思われまます。

全国では9月末時点で538件のインボイス制度の中止や延期を求める意見書が地方議会から出されており、本請願は、長崎市議会においても、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出をお願いするものです。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠であります。

以上の趣旨から請願いたします。

### 【請願事項】

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出して下さい

## 意見書（案）

### 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

来年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、すでにインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

これは、現在消費税申告で行われている帳簿による納付税額の計算から、インボイス（適格請求書）による納付税額の計算に移行しようとするものです。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければベンチャーもフリーランスも育ちません。

新型コロナ禍での営業を余儀なくされ、しかも円安で原油や物価が高騰し、地域経済が疲弊する下で中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も、「凍結」「延期」「見直し」「中止」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

長崎市におかれましても、建設業・飲食店・農林漁業者などの免税業者、シルバー人材センターの会員にも影響がでると思われまます。

全国では9月末時点で538件のインボイス制度の中止や延期を求める意見書が地方議会から出されており、本請願は、長崎市議会においても、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出をお願いするものです。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠であります。

以上の趣旨から「消費税インボイス制度実施延期を求める意見書」を提出いたします。

令和 年 月 日  
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
財務大臣 鈴木 一俊 殿

長崎県長崎市議会議長